

四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第1106号

令和5年12月15日

金 曜 日

目 次

訓 令

○四日市港管理組合電子署名の実施に関する訓令の一部を改正する訓令 (総務課) 2

訓 令

四日市港管理組合訓令第 4 号

庁 中 一 般

四日市港管理組合電子署名の実施に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 12 月 15 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

四日市港管理組合電子署名の実施に関する訓令の一部を改正する訓令

四日市港管理組合電子署名の実施に関する訓令（令和 2 年四日市港管理組合訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第 2 条 （略） (1)・(2) （略） (3) <u>電子文書</u> 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式（以下「電磁的方式」という。）で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。<u>以下同じ。</u>）により作成される文書をいう。 (4) <u>認証局 地方公共団体組織認証基盤（地方公共団体が住民、企業、国又は他の地方公共団体との間で交換する電子文書が真正なものであることを認証するための基盤をいう。）における認証業務を行う機関及び法第 2 条第 2 項に規定する認証業務を行う事業者をいう。</u> (5) 鍵情報等 認証局によって発行された	第 2 条 （略） (1)・(2) （略） (3) <u>地方公共団体組織認証基盤 地方公共団体が住民、企業、国又は他の地方公共団体との間で交換する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式（以下「電磁的方式」という。）で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により作成される文書（以下「電子文書」という。）が真正なものであることを認証するための基盤をいう。</u> (4) 鍵情報等 <u>地方公共団体組織認証基盤</u>

電子署名を実施するために用いる符号及びこれを格納したカード(電磁的方式による記録に係る記録媒体をいう。)をいう。	<u>における認証局</u> (「以下「 <u>認証局</u> 」という。) によって発行された電子署名を実施するために用いる符号及びこれを格納したカード(電磁的方式による記録に係る記録媒体をいう。)をいう。
--	---

附 則

この訓令は、令和6年1月1日から施行する。

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目1-1

四日市港管理組合経営企画部総務課

電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
